

## 第6章 被災者台帳の作成・活用

---

## 被災者台帳の作成・活用

被災者台帳を作成・活用します。

### (この項目で検討する事項)

#### ○被災者台帳の作成・活用

#### ○被災者台帳の作成・活用

##### ●被災者台帳を作成・活用します。

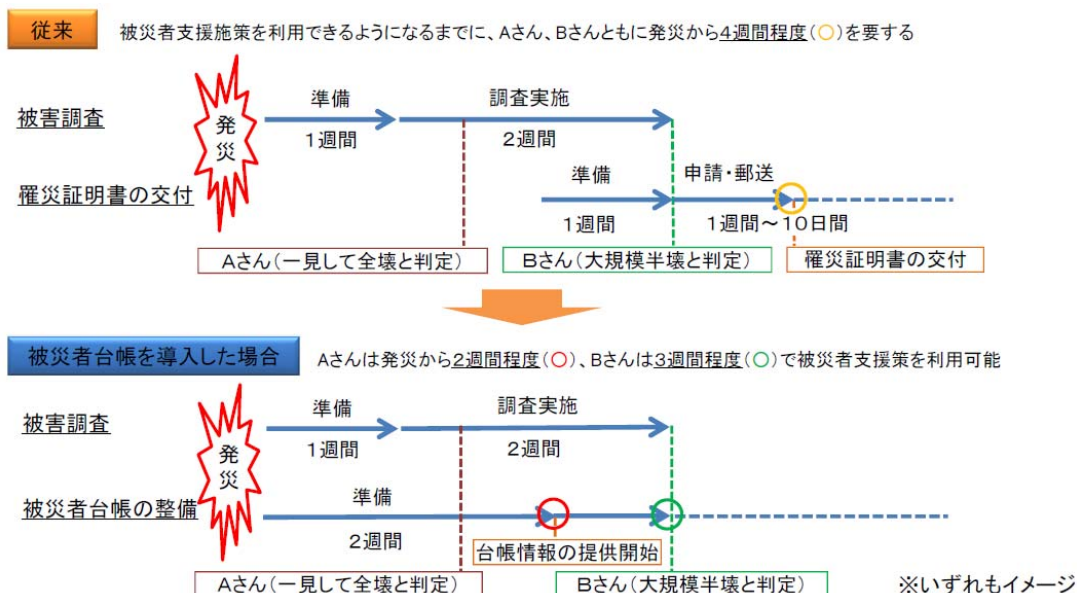
- ◇ 被災者台帳については、法第90条の3第1項において、被災地を所管する市町村の長（及びその補助機関である市町村の職員）が作成することとされています。
- ◇ なお、「当該市町村の地域に係る災害が発生した場合」に該当するか否かについては、災害による死傷者の発生、住家被害の発生等、何らかの人的・物的被害の発生等を踏まえ、市町村長が判断することとなります。
- ◇ 被災者台帳を作成・活用することにより、様々な被災者支援策を、迅速かつ的確に行うことが期待されます。
- ◇ 被災者台帳を作成する場合、罹災証明書交付台帳を作成する必要はありません（第5章2．罹災証明書交付台帳の作成）。

#### <被災者台帳の導入のメリット>

- 関係部署による情報共有による重複の排除
  - 各部署で同様の情報を収集するための手間を排除（いずれかの部署で収集し、共有する）による時間・コスト等の軽減
  - 罹災の状況等、市町村内の他の部署が有している情報を何度も被災者に申請させる必要がなくなる
- 援護の漏れ、二重支給等の防止
  - 援護の資格を有する（対象者である）被災者の状況を的確に把握し、漏れを防止
  - 二重支給や他の援護を受けていた場合、援護対象から外れるような要件があるものについて、要件に合致するかどうかを把握可能
- 迅速な対応
  - 援護を実施する部署において、必要な情報を有することとなるため、被災者の援護について、迅速な対応が可能
- 被災者の負担軽減、的確な援護実施
  - 被災者が複数の援護担当部署で何度も同様の申請を行わずに済む
  - 他の地方公共団体との情報共有により、市町村が総合的な対策・助言を実施可能となる
  - 本人同意等の手続きを経ることにより、公共料金等の減免に必要な情報についても、市町村から関係事業者提供可能となり、被災者からの申請等手続き軽減が期待される。

<被災者台帳の整備による被災者支援の迅速化の例>

被災者台帳を活用することで、従来、申請に当たって罹災証明書の添付を必要としていた支援施策（当該市町村業務）について、罹災証明書の添付を不要とする運用も可能となります。



\*参考：被災者台帳を活用し、罹災証明書の交付数が削減された事例（千葉県佐倉市）

- ・平成25年台風26号による被害において、被災者台帳を活用することで被災者への支援策を実施することとし、公的支援の実施のための罹災証明書の交付は極力行わないようにした。
- ・その結果、罹災証明書の交付枚数を削減することができた。

●被災者台帳の作成にあたっては、以下の事項に留意します。

- ◇ 被災者台帳は、被災者の支援のために市町村が保有する様々な情報を共有するものです。このために、平時から情報を保有する部署・情報を活用する部署等における調整を行うことが重要です。
- ◇ 特に、被害認定担当部署（及び罹災証明書交付部署）と被災者台帳担当部署が異なる場合には、被害の状況について、①どのように取りまとめて、②どのように関係部署に周知し情報を共有するのか、平時からルールを定めておくことがより適切と考えられます。
- ◇ 詳細な解説については、「平成26年度被災者台帳調査業務報告書」（平成27年3月 内閣府（防災担当）、<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyous ei/daichou.html>）に掲載のチェックリストに記述されています。
- ◇ 被災者台帳は、市町村の規模、被害の状況等を踏まえ、その必要性に応じ、適

## 第6章 被災者台帳の作成・活用

切な手段により作成されることが望ましいとされています。そのため、被災者支援の効率的な実施という目的に合致するものとして作成され、法に規定する情報が記載又は記録されているものであれば、システム、紙媒体による管理等、どのような形式で作成しても差し支えありません。

- ◇ なお、内閣府(防災担当)では、Excel及びAccessによる「簡易なファイル」についてもホームページ上(<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/daichou.html>)で提供しております。

### <簡易なファイル (Excel ; 内閣府作成) >

### <簡易なファイル (Access ; 内閣府作成) >

### \* 参考：表計算ソフトにより被災者台帳を作成した例（千葉県佐倉市）

- ・被災者の援護を実施するための基礎情報処理を行うため、「被害認定等集計表（現在は、「佐倉市被災者支援台帳」に名称変更）」を作成。
- ・防災防犯課で被害認定等集計表に情報を入力し、要請のあった各情報利用部署にExcelファイルごとデータを提供、各部署が必要な情報を追加入力し運用している。なお、防災防犯課では提供したデータのフィードバックは受けていないが、支援状況について照会を行う場合は、調査番号をキーに、データ照合を行っている。
- ・被害認定調査の結果が再調査により変わった場合や追加の被害認定調査結果があった場合は、入力情報を更新し、その旨を示した上で、情報利用部署に再度データを提供する。
- ・平成21年の作成以降、バージョンアップは随時行っている。他の地方公共団体でもカスタマイズして活用することができ、その説明書も作成している。